淀川水系河川整備計画変更の今後の流れ

資料2

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

定める事項（河川法施行令第１０条の２）

〇当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

〇河川の整備の基本となるべき事項

・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川法第１６条

河川整備基本方針の案の作成

意見聴取

（一級河川の場合）
社会資本整備審議会

（二級河川の場合）
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備基本方針の決定・公表

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って定める中期的な具体的な整備の内容
（計画対象期間：20～30年程度）

定める事項（河川法施行令第１０条の３）

〇河川整備計画の目標に関する事項

〇河川の整備の実施に関する事項

・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

・河川の維持の目的、種類及び施工の事例

河川法第１６条の２

河川整備計画の案の作成

意見聴取 → 学識経験を有する者

意見を反映させるために必要な措置 → 関係住民

意見聴取

（一級河川の場合）
関係都道府県知事

（二級河川の場合）
関係市町村長

河川整備計画の決定・公表

河川工事、河川の維持

○淀川水系流域委員会 地域委員会・専門家委員会（合同開催）

・河川整備計画策定以降の経緯、河川整備計画（変更原案）等について説明
・淀川水系河川整備計画変更の今後の流れについて説明

○淀川水系流域委員会 地域委員会・専門家委員会（別々に開催）

・淀川水系河川整備計画（変更原案）に関する委員からの意見